

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 5 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 7 月 8 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

小菅部会長代理、金澤委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（2 名）

中山行政管理課長、担当 1 名

説明者（4 名）

教育調整課長、学校運営課長、教育支援課長、保健予防課長

<開会>

【部会長代理】

第 5 回第 2 部会を開会します。本日は部会長がご欠席のため、部会長代理による進行といたします。よろしくお願いいたします。

本日は、前回に引き続き経常事業のヒアリングを行います。

対象となる事業は、教育調整課の所管する経常事業 87「学校安全対策」、89「学校等警備委託」、90「学童擁護委託」と、保健予防課の所管する 191「感染症予防関係法令に基づく蔓延防止対策及び健康診断等（結核等）」、192「予防接種」の以上 5 事業となります。

まず、教育調整課からヒアリングを行いたいと思います。

教育調整課長よろしくお願いいたします。

【説明者】

よろしくお願いいたします。

【部会長代理】

<委員紹介>

ヒアリングに入る前に、その趣旨について簡単にご説明します。

外部評価委員会は、テーマごとに 3 つの部会に分かれております。我々第 2 部会のテーマは「福祉・子育て・教育・くらし」です。

平成 24 年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は 2 年目となります。

外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価 I」の 98 事業の中から、

69 事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

本日のヒアリングの方法についてですが、教育調整課からご説明いただく 3 事業は相互に関連の深い事業であるため、3 事業について一括してご説明を受け、その後に各事業ごとの質疑を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

<異議なし>

ではそのように進行いたします。ではまず 3 事業のご説明から、よろしく申し上げます。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いいいたします。

説明については教育調整課で一括して行いますが、87「学校安全対策」において、学校運営課と教育支援課もそれぞれ取組を行っておりますので、ご質問に対する回答は、各担当から致したいと思えます。

では最初に、区の施策体系におけるこれら 3 事業の位置づけについてご説明します。

3 事業とも、個別目標 2「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」を実現するための基本施策④「子どもの安全と子どもを守る環境づくり」を構成する事業です。位置づけについては以上です。

続いて各事業についてご説明します。

まず 87「学校安全対策」です。

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、子ども自身の防犯意識を高め、犯罪から身を守る力を身につけさせるとともに、PTAの防犯防災活動を支援することにより、子どもの安全確保の徹底を図ることを目的とした事業です。「学校安全対策」と「子ども学校安全ボランティア活動の推進」の 2 つの予算事業で構成されています。

事業内容としては、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、安全確保や学校等の安全管理を行うため、啓発冊子の作成や非常通報装置（学校 110 番）の保守、地域での防犯啓発のための小学生が描いた防犯ポスターを印刷し、PTAに配布することなどを行っております。

また、犯罪の発生を未然に防ぐ日常的・継続的な取組が必要とされるなか、PTAのニーズに応じた防犯物品を購入・配布し、PTAが地域と連携して実施している防犯活動の支援を行うというものです。

防犯冊子については、新宿の子どもの防犯のマスコットである新宿シンちゃんを表紙に毎年発行し、新 1 年生にお配りしております。

事業の目標・指標については、PTAの防犯防災活動のための支援物品を配布したPTAの割合と、区内で事故等が起こったときに事件・事故情報を登録されている保護者の方のメールに一斉に配信する一斉メール配信システムの活用度を挙げております。PTAの物品の配布については 24 年度末の時点で 65%ですが、29 年度末には 100%にすることを目標

としております。一斉メール配信については、24年度末、小学校では93%、中学校では85.3%ですが、こちらも100%を目標としております。

事業経費については、22年度は290万円、23年度は270万円、24年度は240万円となっております。24年度若干減ったのは、子ども学校安全ボランティアの推進の一環として小学校PTA連合会（以下「小P連」）にお配りしている自転車用防犯パトロールプレートについて、在庫があったため購入量を減らしたことが大きな要因になっています。

次に、事業の評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、どの子ども等しく安全が守られるよう行政が負担し、公平かつ継続的、安定的に安全啓発を行っていること、PTAへの支援を行うことにより、学校と地域が連携した防犯防災活動が推進されていることから「適切」と評価しました。

「手段の妥当性」については、学校施設における非常通報装置、保護者への一斉メール、小学校新1年生への安全啓発冊子と、対象に応じた手段で安全対策を講じているため「適切」と評価しました。また、PTAの行うパトロールなどの防犯活動は、行政だけでは目の届きにくい部分について大変有効な取組であり、区がPTAのニーズに応じて、必要な物品配布をしたり、また啓発のポスターを配布したりする支援についても「適切」と評価しました。

「効果的効率的」については、子どもが自分自身の安全を守る意識を持つことができるよう、イラストなどを多用して視覚に訴えるように工夫した防犯冊子を発行することで、「ピーポ110番のいえ」などの身近な安全対策の周知が図られているため効果的と考えております。また、PTAは学校や地域をよく知っている団体であり、地域の危険箇所の把握や効果的な時間帯での活動など、実態に応じた取組を行えるよう区がPTAを支援することは、防犯活動を一層活性化させることにつながり効果的かつ効率的と評価しました。

「目的または実績の評価」については、毎年小学校1年生に対して防犯冊子により安全対策を実施していること、PTAが防犯活動を行うこと、小学生が防犯ポスターを作成することなどにより、保護者や子ども自身の防犯意識が高まり防犯に強い地域につながるなどから「適切」と評価しました。また、区内で児童に対する大きな事故も発生していないことから、目的を達成していると評価しております。

「総合評価」については、児童の安全の確保のために様々な方策を行っていること、行政による継続的な安全対策を実施していること、PTAによる防犯活動の支援により、児童の安全対策を強化していることなどから「適切」と評価しております。

今後の事業の方向性は「継続」です。改革・改善の内容ですが、今後の児童・生徒を取り巻く環境の変化により、新たなリスクが生じることに備え、社会状況や犯罪動向を常に注視し、学校や幼稚園のPTAのニーズを踏まえながら必要に応じた対策を随時検討していきたいと考えております。

区で実施している事業には、この事業に類似・関連した事業がありますが、連携・統合

はできないと判断しております。具体的には、安全対策の刊行物や防犯パトロールは各種、各団体で行われておりますが、児童の安全確保の上では二重三重の安全対策が重要と考えているため、統合すべきでないこと、一斉メール配信システムについては、各学校が個別に発信できるシステムであり、区の児童・生徒を対象とした取組として教育委員会が継続して実施していきたいと考えております。

それから、受益者負担を求めることは考えておりません。

協働については、PTAへの防犯活動の支援により実施しております。

続きまして、各予算事業についてご説明します。

まず、87-1「学校安全対策」についてですが、事業費の主たる使途としては、防犯冊子の作成、一斉メール配信システムの登録申請用封筒の印刷、それから学校 110 番、これはボタンを押すとすぐに警察に通報ができるシステムの保守委託の経費になります。

活動の実績としては、

- ① 防犯啓発冊子を小学校 1 年生とその保護者全員に配布
- ② 一斉メール登録封筒を印刷し随時毎年保護者に配布
- ③ 防火管理者としての資格が必要となる副校長が防火・防犯管理講習を受講
- ④ 幼稚園、小学校、中学校、養護学校を対象に学校 110 番の保守委託

等を行いました。

今後も、児童・生徒が犯罪被害に遭わないように、また、児童・生徒が自分で自分を守るように啓発を続けていくとともに、緊急情報を速やかに保護者等へ伝達できるよう、学校・教育委員会から一斉メールの登録を周知啓発していきたいと考えております。併せて、緊急時に学校から警察に即時に通報できる仕組みである学校 110 番を継続して整えていきます。

次に 87-2「子ども安全ボランティア活動の推進」についてですが、事業費の主たる使途としては、小P連が行う防犯パトロールで使うプレートの購入、小P連が行う自転車用防犯パトロール用のプレートの購入、防犯ポスターの印刷となっております。

活動実績については、24 年度について

- ① 防犯パトロールプレートを 29 校の P T A を対象に 3,460 枚購入
- ② 自転車用防犯パトロールプレートを 29 校の P T A を対象に 450 枚購入
- ③ 防犯ポスターを 29 校の P T A を対象に 1,760 枚印刷

いたしました。

今後も、地域住民である保護者による日ごろのパトロールは、行政が直接実施するよりも犯罪抑止に効果的・効率的かつ有意義であると考えられるため、事業を継続していきます。また、引き続き小・中学校や幼稚園の P T A のニーズを積極的に吸い上げ、支援を行っていききたいと考えております。

87 については以上です。

続きまして、89「学校警備委託」についてご説明します。

人員適正化計画に基づき、警備職員を退職不補充にし、順次業務委託にすることで、学校警備事業の効率的な運営を図っていくことを目的としております。

予算事業としては、「小学校費」と「中学校費」に分かれています。

事業の概要ですが大きく4つに分かれています。

1つには機械警備委託です。無人時に校内に配置した警備機器により、火災及び盗難の防止、その他不良行為の排除を行っております。

2つ目が施設管理委託です。学校施設開放時の受付業務、使用教室等また職員室の戸締まりを行っております。地域の様々な団体が学校を利用する場合には新宿未来創造財団が管理をしております。この施設管理委託とは、PTA、町会等、特に学校と関わりの深い事業を行うに当たって、校長がその権限において学校施設を開放する場合に教育委員会がシルバー人材センターに施設管理委託をしているものです。

3つ目が安全管理委託です。学校警備職員を順次退職不補充にしていることから、警備員がいる学校と、いない学校があり、いない学校について、学校敷地における児童の安全確保を図るために、学校敷地・周辺の点検、受付業務、防犯カメラの映像確認を日中の時間帯にシルバー人材センターへの委託により行っております。

4つ目が学校施設管理協力員制度です。職員の不在時にも緊急時には学校を使用することができるよう、校門・体育館の鍵を開ける業務等を協力員に委嘱しているものです。特に、震災等が起こった際の避難所の設置などを想定しており、原則として各学校に地域の方2名を委嘱しております。

事業の目標・指標についてですが、学校警備委託校数を挙げております。24年度末の現況は小学校29校中20校で導入、中学校ではまだ導入しておりません。ちなみに、25年は退職者が出た関係で29校中24校について導入をしております。29年度末の目標としては、退職者の動向から、39校中38校の導入を予定しております。

事業経費については、22年度5,500万円、23年度、24年度は5,800万円となっております。

次に評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、学校における児童の安全を確保するために教育委員会が学校警備を行うことは責務であり、「適切」と評価しました。

「手段の妥当性」については、人員適正化配置計画に基づく警備職員の退職不補充、業務の委託化の推進で警備の効率化を図っていること、学校施設管理協力員について原則当該学校の通学区域内に在住する区民の中から適切な方を選んで委嘱していること、安全管理員、施設管理員について、地域に密着した人材を会員としているシルバー人材センターに委託することで地域事情に精通した人材を活用しており、学校における児童・生徒の安全を確保をしていくことなどから「適切」と評価しました。

「効果的・効率的」については、人員適正化に基づく委託化であるため、「適切」と評価しました。

「目的または実績の評価」については、現在、機械警備、施設管理員、安全協力員につ

いて、全ての区立小中学校について導入をしていること、安全管理員について、警備職員未配置校を対象に導入しており、今後も警備職員の退職不補充により導入を順次拡大していくことから「適切」と評価しました。

「総合評価」についても、各項目の評価内容から総合的に判断して「適切」と評価しました。

「改革・改善の方向性」は「継続」としましたが、これまでにやってきていることを順次拡大しながら継続していくということです。類似・関連の事業はございません。受益者負担についても、受益者負担を求める事業とは考えておりません。協働については、学校管理協力員制度において、区内等の方にご協力いただいております。

続いて、予算事業についてご説明しますが、小学校と中学校の差だけですからまとめてご説明します。

主な事業実績としては、機械警備委託数、施設管理委託時間数、安全管理委託の時間数、施設管理協力員の人数をお示ししております。

今後の方向性としては、正規職員が行っていた休日・夜間の学校警備を機械警備にすることで、24時間の警備体制がとられていること、PTA活動等、休日・夜間の施設開放時に各種受付業務を行う施設管理員、及び学校敷地の周辺の点検、防犯カメラの映像確認を行う安全管理員をシルバー人材センターへの委託によって、多様な学校施設の利用状況に効率的に対応していることなどから、児童・生徒の安全を確保しており、今後も継続していきたいと考えております。

89については以上です。

続きまして90「学童擁護委託」についてご説明します。

学童擁護業務について、委託による効率的な事業の運営を行うことで、登下校時の児童の安全確保を図ることを目的とした事業です。

事業の概要としては、区立小学校の通学路の安全を確保するため、人の目による見守りが必要な箇所について学童擁護員を配置し、児童の登下校の際に声かけ・見守りを行っております。学童擁護員は原則各校2名ですが、特に交通量が多いところ、範囲が広いところについて3名配置しているところが7校、4人配置しているところが1校ございます。

なお、通常の学校の授業日のほか、プールの指導日、土日の授業日についても配置をしております。

事業の目標・指標については、登下校時の児童の安全確保として、学童擁護員を配置した小学校数29校を今後も継続していくこととしました。

事業経費については、22年度6,900万円から24年度6,600万円と推移しております。

次に、事業評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、児童の登下校の安全確保は教育委員会の責務であることから「適切」と評価しました。

「手段の妥当性」については、シルバー人材センターに委託することで、地域の交通事

情等に精通した人材を活用し、登下校における児童の安全を確保していることから「適切」と評価しました。

「効果的・効率的」については、行財政改革等の方針に基づき、正規職員の退職不補充等により業務を委託化し、その際、児童の登下校時に限った必要な時間について業務委託を行うことで効率的に運営していると評価しました。

「目的または実績の評価」については、通学路の物理的危険箇所の点検や道路標示等必要な対策を行うなど、区全体として対応しているところです。また、人の目による見守りが必要な箇所について全区立小学校に人員を配置し、児童の登下校の安全について声かけ・見守りを行うことで安全確保に努めていることから「適切」と評価しました。

総合評価についても「適切」と判断しております。

「改革・改善の方向」については「継続」としました。類似・関連の事業はございません。受益者負担についても対象外と考えております。協働については、地域に密着した人材を活用していることから実施済みです。

次に予算事業についてご説明します。

主な活動実績としては29校に対し平均2,100時間程度でした。

今後の方向性については効率的な学童擁護事業の運営を行っていくため、継続していく考えでおります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【部会長代理】

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

最初に87「学校安全対策」からご質問、ご意見のある方はどうぞ。

【委員】

一斉メールというのはいつから始まったのでしょうか。また、どのぐらいの頻度で流れるものなのでしょうか。

【説明者】

一斉メールは23年度から始まりました。頻度については、事件があったとき、その状況から考えて、全区に流す必要がある場合は全区に、発生地区だけでいい場合にはその地区のみに流しますので、はっきりとした頻度というものはありません。

【委員】

平均して月に何回も流していますか。

【説明者】

いいえ。年に数回程度です。

【委員】

警察でも同じような取組を行っていますよね。

【説明者】

はい、警察で登録しているものもございます。基本的にそちらで対応するケースが多いと

思います。学校別に特別に流した方がいいときに、この一斉メールで対応します。

【委員】

メールアドレスを変えた場合、年度の途中でも対応してもらえるのでしょうか。

【説明者】

申請書を学校に出していただければ変更いたします。

【委員】

その用紙は学校にいえば貰えるのですか。

【説明者】

はい。

【委員】

登録の作業をしているのは副校長先生ですか。

【説明者】

そうです。

【委員】

大変ですね。

【部会長代理】

P T Aの防犯活動のための支援物品は、配布していない学校もあるのでしょうか。

【説明者】

教育支援課長です。

委員ご指摘のとおり、積極的に使ってくださいというお話をしているのですが、例えば現在のところ手を挙げていない中学校があるなど配り切れていないところがございます。中学生になると学校の行き帰りというよりは、例えば近所のお祭り、盆踊りなど新たに危険というか問題の発生する場がでてくるところがございます。また、幼稚園についても配り切れていないところがあり、こちらについても積極的な使用を働きかけていきたいと考えております。

【部会長代理】

東京都管轄かと思いますが、区内の私立学校については区としてどのような対応を取っておりますか。

【説明者】

そうですね。学校自体も東京都の管轄であり、区が管轄しているP T Aについては区立の幼稚園と小中学校ということで整理しております。

【部会長代理】

一番大切なことは、子どもが犯罪に巻き込まれないよう自分自身の防犯意識高めるということですが、具体的に授業としては、小中学校それぞれの科目で何時間ぐらいやっているのでしょうか。

【説明者】

大体総合的な学習の時間や特別活動のなかで、安全教育や防犯教育を取り入れています。また、保護者向けに配布している防犯ブザーを付けましょうといったお話を各学校で行っております。

【部会長代理】

先日練馬区で発生した傷害事件の際には、子どもたち自身が大きな声を出して助け合ったことが、被害の減少になったとメディアに取り上げられていました。基本的には1年生であっても自分自身で自分を守ることが大事であり、そういう指導が必要だと思いますね。

【説明者】

委員ご指摘のとおり、様々な事例を踏まえて、今後も児童生徒が自らを守れるような指導を実施していきます。

【部会長代理】

これは意見としてお聞きいただきたいのですが、内部評価の「目的または実績の評価」に「区内で児童に対する大きな事故が発生していないことから、目的を達成していると評価します」と書いてあるのですが、発生したら大変なことになるので、あるかないかに関わらない評価が必要だと思います。

他にご質問のある方どうぞ。

【委員】

内部評価には、「今後の方向性」について「新たなリスクが生じてくることもあり得るため、社会状況や犯罪動向を注視するとともに、学校、幼稚園のPTAのニーズも踏まえ、必要に応じて対策を検討していきます」と書かれておりますが、現在の分析状況はどのようになっていますでしょうか。例えば携帯電話等を含むインターネットに絡む犯罪に子どもが巻き込まれる、もしくは子ども自身がそれを使うことでトラブルが発生するといった問題に対し、どのようなことをリスクと捉え、どういう教育をしているのでしょうか。

【説明者】

委員ご指摘のように、例えば携帯電話、LINE等、様々なメディアが広まるなかで、これまでは想像もつかなかったリスクが出てくるのが考えられますが、区としても危機管理課が警察と連携をとっており、教育委員会もそこから情報を得るなどにより、傾向を捉えるようにしております。

また、メディアへの対策はご家庭における親御さんからの教育も重要だと考えており、PTA研修会等、親教育の中にそのような視点も盛り込みながら展開しております。

新たなリスクあるいはメディアに対するリスクについては、ただいまご説明したように働きかけ、注意喚起をしながら進めていこうと考えております。

【委員】

87—1「学校安全対策」について、24年度の防犯冊子の印刷部数が前年比200部増加しておりますが、これは児童数が増えたということでしょうか。

また、一斉メール配信システムの登録申請用封筒の印刷部数が24年度2,500部と前年比

500部の減となっておりますが、理由を教えてください。

【説明者】

教育調整課長です。

防犯冊子の印刷については、お見込みのとおりお子さんの人数が、22年度1,394人、24年度1,482人と微増しているほか、行政関係等へも配っておりますので、余裕を見て、24年度は2,200部印刷しました。一斉メールの登録申請用封筒については、前年度の余りがあったため、24年度は2,500部に調整をしました。

【委員】

自転車用の防犯プレート、防犯ネームプレートともに、街中で見かけることも多く、かなり浸透していると安心しております。これは、PTAの要望に応じて作られたものなのでしょうか。

【説明者】

教育支援課長です。

委員ご指摘のとおり、小P連からのご要望に基づいて支給しております。

【委員】

今後も有効なアイデアが出されれば応えていく可能性があるのでしょうか。

【説明者】

基本的には、次年度の予算要求までに固まっていればそれに応じた、あるいは今ある予算の中で、消耗品という形であれば支給することはできますので対応したいと思います。

【部会長代理】

非常時に警察への緊急通報を行うシステムについて、直近の通報の件数はどうですか。

【説明者】

学校運営課長です。

近年は、直接警察に通報したという事例は受けておりません。

【部会長代理】

実際に事故が起きていなければこれ以上幸いなことはありませんが、教育委員会に通報を躊躇するような雰囲気はありませんか。

【説明者】

通報されるというのは、直接的に児童が危険にさらされるといった事態ですから、躊躇するようなことはないと考えております。

【部会長代理】

この種の犯罪は連鎖的に起こる傾向がありますので、教育委員会としても小中学校等現場に、重ねて通報等についてご督促いただきたいと思います。

他には、いかがでしょうか。よろしいですか。

では次に、89「学校警備委託」についてご意見・ご質問をどうぞ。

【委員】

警備員と安全管理員の違いを教えてください。

【説明者】

教育調整課長です。

警備員というのは区の職員です。以前は夜勤があり、夜も有人で学校を警備していました。それを、夜間については警備会社に委託をすることにより対応し、昼間は受付場所や校内を巡回しております。この昼間の警備について、人員適正化計画に基づき、退職をした者については新たな職員を採用せずに、学校警備員から安全管理委託に切り替えて、受付業務、校内巡回、戸締まりなどを行っています。

【委員】

やっていることは同じですか。

【説明者】

はい。

【部会長代理】

少し話がそれますが、学校開放などについては、学校の授業に支障のない限りという大前提をかたく守るような方法にできないのでしょうか。私も学校を使わせていただく機会が多いのですが、学校開放の際など教室あるいはグラウンドの使い方が荒い、大変気を抜いて使用しているケースがあるように感じています。過日も牛込第二中学校の校庭でハンドボールのゴールが転倒する事故が発生しました。報道などによれば非常に管理状況がよくなかったとも聞いております。

私も学校開放の趣旨には賛成できますが、一方で余り使ってもらいたくないという本音の部分もあります。特に校庭は。かつて私の勤めていた学校で、月曜日の朝、生徒を動員してたばこの吸い殻を集めるのが本当に嫌でした。どうも学校開放の恩恵を受けている方々の使い方が勝手過ぎるような感じがするのです。施設管理というのは、学校教育を最優先にしなければいけないと思いますが、ご見解をお聞かせいただきたい。

【説明者】

まず前提として、地域団体に対する開放については、地域文化部が未来創造財団に補助事業としてお金を渡しており、新宿未来創造財団がシルバー人材センターに委託しております。この教育委員会での予算については、一般的な地域団体への開放ではなく、PTAの活動で土曜日に使ったり、日曜日に使ったり、そのときに管理員を配置するというものですから、少し趣旨が違います。

ただし、地域団体にご利用いただく際に、いろんな方がいらっしゃいますので、一部マナーが悪い方もいらっしゃるかもしれません。使い勝手、利用状況についてそのような課題が一部出てきているとは感じており、今事例にございました牛二中の施設開放の場合にも、授業の始まる前に施設管理員と団体が一緒に施設の安全点検、用具の点検等を行うことが決められておりますが、一部そういう部分が曖昧になってきた等課題も明らかになってきたところ です。

今回の事故を受けまして、庁内では事故対策の委員会を設け、そのような課題の洗い出しをしたうえで、きちんと委託内容が履行されるよう、改めてシルバー人材センターに申し入れるとともに、委託元である未来創造財団についても、自らの責任として履行状況を把握するよう指導し、守られるべきことが守られ、学校をきちんと使っていただけるような環境整備を徹底したいと考えております。

【部会長代理】

私が申したいのは、学校開放等についても、教育委員会が直轄で管理すべきではないかということです。次から次へ子請け孫請けとやっていくから、どこかで甘くなってしまうのではないのでしょうか。もう少し、すっきりした形で施設管理できないのでしょうか。

【説明者】

学校開放については、生涯学習の分野であり、地域文化部の事務となっておりますので。仮に学校以外の分野も教育委員会の管理となってしまうと、今度は教育委員会、学校の責任が非常に色濃く出てしまいます。そこを切り分けていくことによって、学校も安心して学校開放のために校舎を貸すことができます。ご指摘のような部分はあるかと思いますが、切り分けて運営していく区の考えについてご理解いただきたいと思います。

【委員】

今のところがよくわからない。地域文化部にも教育委員会にも学校施設を管理している人がいるのですか。

【説明者】

同時にいるわけではなく、事業の種類によって、教育委員会が委託している施設管理員の場合と未来創造財団が委託している管理員の場合があります。

【委員】

違う人ですか。

【説明者】

誰が来ているのかはわかりませんが、同じシルバー人材センターに委託をしております。

【委員】

同じ学校で同時に違う事業があった場合は、両方から来るのですか。

【説明者】

事業が混在している場合は、どちらか長い事業をやっている方の委託をしているシルバーの管理員がするというので、重複していることはないと思います。

【委員】

学校施設管理協力員は災害時に学校を開けることが役割とのことですが、この人たちは日ごろ余り学校には関わりのない方なのでしょうか。

【説明者】

いろいろな町会の方ですとか、民生委員の方もやってらっしゃると思います。それから、スクールコーディネーターをやってらっしゃる方もいらっしゃいます。

【委員】

その方が年間で6,000円いただいて、災害時に校舎の鍵を開ける。

【説明者】

例えば夜に被災したとき、学校職員がすぐ駆けつけることができない学校も多いため、避難所管理協議会が避難所を立ち上げることのできるよう、まずこの方々が駆けつけて、校門と体育館を開錠していただける体制をとっているわけです。

【委員】

学校警備委託にこれが入っていることに違和感があるのですが、これは学校施設だからこの事業に入っているということですか。要するに危機管理課の事業ではないかと思うのですが。

【説明者】

そういう考え方も確かに成り立つかもしれませんが、この協力員制度を設置した流れが、もともと区の職員が夜間の対応をしていた部分が、委託になったことで対応ができなくなったため、そのまま教育委員会がこの部分を担当して、事業を行っております。

【部会長代理】

他にはいかがでしょうか。

では、続いて90「学童擁護委託」に入ります。

学童擁護の1日の勤務時間は何時間程度でしょうか。

【説明者】

朝と夕方の合計4時間以内で、学校が指定します。

【部会長代理】

2時間2時間ということでもいいわけですね。

【説明者】

はい。1時間半、2時間半などでもよく、学校によって違います。

【部会長代理】

賃金単価はどの程度でしょうか。

【説明者】

事業によって異なりますが、例えば学童は1時間当たり1,100円です。

【委員】

練馬区の事件において、身を挺して子どもたちを守ってくれたのはこの立場の方ですね。シルバー人材センターに委託ということは、どの小学校に誰を配置するかはセンターが選んでいるわけですね。そうすると、子どもたちに何かあったときに体を張って守るところまでお願いできるのでしょうか。ただお任せでいいことではないと思うのですね。教育委員会の方でお願い、働きかけをしているのかお聞かせください。

【説明者】

そこは難しい問題で、だったら屈強な人をずっと置いておくべきとなりますが、基本的

な業務内容としては交通安全がメインです。ですから、暴漢が来たときに防ぐというところまでは求めてはおりません。一方で、この業務にふさわしい人ということで、それはきちんとシルバー人材センターに言っておりますし、心身の状況、または教育環境上好ましくないと思ったときは交代を求めることもできる契約にはなっております。

【委員】

交通だけでいいとは思えないですね。

地域性もあるし、難しいと思いますけれども、なかなか目が行き届かない周辺に対する目配り、気配りが求められるのではないのでしょうか。

【説明者】

どこまで万全を期すかということだと思います。保護者の方に全部送り迎えをお願いするとか、ご自宅まで届けることができれば一番安全ですが、現実的には難しい。やはりPTAと連携したパトロールなど、地域の目による見守り活動の中で安全を確保していく方が現実的だと思います。

【委員】

実際に一生懸命やっていたらいいとは思いますが。

【説明者】

まず子ども自身がいかに身を守るかということ、それから、必要な箇所には手当てしながら地域PTAと連携して見守りを実施していくものと思っています。

【部会長代理】

他にはいかがでしょうか。

学校の安全対策は区民も大変注目している事業です。教育委員会におかれましては、大変な事業だと思いますが、区民の期待に応えられるようにこれからも事業進展の程、よろしくお願ひしたいと思います。教育調整課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。失礼します。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長代理】

では、次に保健予防課へのヒアリングを行います。

対象事業は 191「感染症予防関係法令に基づく蔓延防止対策及び健康診断等（結核等）」、192「予防接種」です。まず 191 からご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願ひします。

経常事業評価シートに入る前に、本日ご説明します 2 つの事業の、区政における位置づ

けについてご説明します。区の基本構想、総合計画の中に位置づけられている区政の基本目標Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の個別目標5「心身ともに健やかにくらするまち」の中で、誰もが適切な保健医療サービスを受けられるまちづくりを目指しているものです。特に、多様化する地域の健康課題に対応するために、社会的な影響の大きい感染症への対策として、保健所の持つ専門性を生かして、日ごろからの発生予防のための普及啓発や、実際に患者さんが発生した際に対応していくものです。

続いて個別事業についてご説明します。

191「感染症予防関係法令に基づく蔓延防止対策及び健康診断等（結核等）」は、13の予算事業で構成されている事業です。感染症法に基づき、感染症対策の基盤を整備し、感染症に関する情報収集・提供により感染症予防についての知識の普及啓発を行うほか、感染症患者に対する適正な医療の提供と患者関係者への健康診断及び保健指導により、感染症のまん延防止を図ることを目的とした事業です。

感染症と申しますと20世紀にはもう抗生剤ができ上がり、根絶されたような風潮もございましたが、21世紀に入ってもSARS、新型インフルエンザなど変わらず世界的な問題となっております。

一言に感染症といっても沢山ありまして、感染力、重篤度などで分類されております。

区内で重篤度の高い疾病と診断されると、直ちに保健所に連絡が入る仕組みとなっております。

事業の目標としては、1年間に人口10万人あたり新たに発症した結核患者さんの数、つまり結核罹患率の減少としております。残念ながら新宿区は23区中で2番目に高い状況です。24年度末の状況として、人口10万人当たり37.9人ですから、年間120人を超える患者さんが発生している計算になります。新宿区特有の状況として、区外から入って区内で発見されるケースもあります。そういった様々な事情があるため、なかなか難しくはありますが、減少を目標としています。

事業経費については、国と東京都からの特定財源が50%以上となっております、区の一般財源は4割程度です。

次に評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、感染症法に基づく全国共通のルールとして、患者さんの発生に伴う医療費を公費が負担する制度があります。

「手段の妥当性」については、結核のための様々な対策をとっております。特に社会的・経済的弱者等ハイリスク集団へのアプローチを実施しております。

「効果的・効率的」については、ハイリスク集団を対象とした対策をとることで、より効率的に結核の早期発見に努めているところです。

「目的又は実績の評価」については、区内の発生状況などを随時見直して、改めて対策を講じているところです。

「総合評価」としては、新宿区の結核の発生が多いという状況を踏まえ、より効果的、

効率的な対策を講じていきたいと考えているところです。

次に個別予算事業についてご説明します。

191-1「感染症患者医療費公費負担」は、主として結核の患者さんが発見され、感染のおそれがある場合に保健所で入院の勧告措置をとった際、入院、治療にかかわる費用について公費により負担するものです。また、患者さんが、発病はしているけれど他の人にうつす状態にまでは至っていない、比較的早いうちに診断されたケースについても、これは所得などを勘案しますが、一定の公費負担を実施しています。

活動実績としては、24年度は非常に数が増え、251件の公費負担件数がありました。これは、入院に関わることです。

191-2「感染症の診査に関する協議会の運営」は、患者さんが発生して治療を受ける際に、一定の人権を制限することになりますので、患者さんの一件一件について法律の専門家なども交えた診査協議会を開いて、治療あるいは入院勧告の妥当性といったものを審査していくものです。

191-3「まん延防止対策の推進」は、平常時には感染症の正しい知識を理解していただくための普及啓発を行い、患者さんの発生時には感染者がいないかを含めた検査等の対応を行う事業です。

191-5「結核指定対象者検診」は、特に結核に感染しやすい職種を特定職業従事者と位置づけ、こういった方々へ胸のレントゲン写真など結核の検査を実施しております。また、免疫の影響、肺の構造の影響などによる言われていますが、産婦の方が妊娠、出産後に結核が発症する場合があります。産婦の方は発症すると影響が大きいので、検診を実施しております。

191-6「結核患者家族・接触者検診」は、結核の患者さんが見つかり、感染の危険性があると判断された場合に、その方の家族、職場等、感染の可能性がある集団に対して、保健所から連絡を取って、胸のレントゲン写真や血液の免疫反応を調べるといった検査を実施し、ごく早期に感染者を見つけるというものです。

191-7「結核管理検診」は、患者さんがきちんと治療が終わった後、再発していないかを大体2年間程度、半年に一度レントゲン写真により確認を取るなど治療終了後のフォローを実施しております。ちなみに、治療には概ね半年から9か月程度を要します。

191-8「結核受託検診」は、生活福祉課などからの依頼に基づき、その方が簡易宿泊所などの集団施設の中で生活する前に、結核を持っていないかをきちんと調べるものです。

191-9「日本語学校結核検診」は、外国人の学生さんが多い新宿区特有の取組です。結核が日本よりも非常にまん延している国・地域から来日し、日本語学校で勉強している方々は、比較的結核を発症するリスクが高いため、日本語学校における検診を毎年実施しています。特に近年その数は増加しております。

191-10「ホームレス結核検診」は、新宿区として結核対策の中で特に力を入れているものです。住所不定で、特に社会的・経済的弱者に対して、結核の検診を実施しております。

191-11「結核患者の登録等」は、結核患者さんの状況などについて、医療機関と病状の調査等を実施し、患者さんの治療あるいは治療後のフォローを実施するものです。

191-12「結核患者服薬治療支援」は、治療終了までの期間きちんと服薬治療を受けていただけるよう、様々な形で服薬の支援を実施するものです。患者さんは6か月から9か月程度かかる治療の間、毎日薬を飲まなければいけません。飲み忘れてたり、あるいは中断したりしてしまいますと、薬剤への耐性を生じた菌が悪さをし始めることも懸念されます。そのため、保健所に定期的に来ていただいて治療の状況を確認したり、薬局で治療の状況を確認したりするといったことを実施しております。

191-13「結核療育給付」は、感染症法の中で、子どもの骨関節結核など長期に療養する際の対応を行うものですが、平成18年以降実績はなく、今日では余り役割はなくなってきているものです。

191-14「住民検診」は、結核予防のため現在は予防接種法に位置づけられている「BCG」という注射を、赤ちゃんに接種する事業です。

非常に多岐にわたり駆け足になりましたが、事業の説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

よろしいでしょうか。

経常事業評価の「改革改善」の内容に「現在は保健師による学校等への普及啓発活動」とありますが、この「学校等」というのは日本語学校は含まれますか。

【説明者】

いいえ。小学校や中学校などです。

【委員】

新宿区は23区の中で2番目とのことですが、同様に結核患者の多い大阪などでは、DOTS（直接監視下短期化学療法）を使ったことで画期的な効果があったとの報告もあったように記憶しております。区においてもDOTSを実施しているとのことですが、同様に目に見えた効果はありましたか。

【説明者】

新宿区の結核患者さんの特性として、社会的・経済的弱者が多いというものがあります。そういったことから、なかなか治療が続かず、途中でやめてしまうケースもこれまでにはありましたが、DOTSはケース・バイ・ケースで、来所、訪問、電話連絡など、その人に合わせた治療支援方法を考えることができるため、確実に治療終了が増えてきています。

【委員】

感染症がいろいろあるなかで、結核だけを細分化して予算立てているのでしょうか。

【説明者】

実際にはこの中に結核以外の感染症の事業も入っています。ただ、結核の数が圧倒的に

多く、例えばその他の感染症というと、チフス、コレラ、腸管出血性大腸菌感染症O157 などがあり、これらについてもこの事業の中で感染の拡大防止といった対応はしています。

【委員】

191-8「結核受託検診」に財源がないのは何故でしょうか。

【説明者】

西新宿の保健センターにあるレントゲン装置を使って診療放射線技師である職員がレントゲンを撮りますので、基本的に事業費はかかっています。

【委員】

レントゲンはお金かからないのですか。

【説明者】

かかりますがフィルム代程度のものであり、その他の様々な検診事業の中で運用しております。

【委員】

191-5「指定対象者検診」について、リスクの高い職業、パチンコ店、サウナ店、漫画喫茶、ネットカフェなどいろいろ出ていますが、そこで働いている人たちは、非常に出入りが激しいように思います。確実に検査に結びつけるよう、どのような対策を取っていますか。アプローチの仕方等具体的に教えていただきたいと思います。

【説明者】

おっしゃる通り、無料で健診を受けられますよとご案内しても、実際に足を運んでもらえる数が少ない状況があります。その辺は実際に発症があればそれをきっかけにしたり、顔が見える関係を大事にしながら、丁寧に検診を進めていきたいと考えています。

【委員】

191-9「日本語学校結核検診」について、実績が23年度は4,250人、24年度は3,894人となっておりますが、日本語学校の就学生の実数はこんなものではないと思うのですが。

【説明者】

基本的に学校法人などにおいて、定期検診を行うことは、感染症法に基づき学校長に義務づけられておりますが、こちらは義務とはなっていない日本語学校を対象にした事業です。区から、そういった学校全てにご案内をしており、多くの方には受診していただいているものと思っています。

なお、東日本大震災以降減っていた日本語学校の学生が戻ってきており、25年は7,000件程度の実績を予定しております。

【委員】

では、学校を通してかなり高い受診に結びついていると理解してよいわけですね。

【部会長代理】

結核の罹患率が23区中2番目というのは内部評価に記載がありますか。

【説明者】

2 番目ということは書いておりません。

【部会長代理】

書いてないですよ。

29 年度の目標である 30.0 を達成すると何番目くらいになりますか。

【説明者】

各区それぞれ下げる努力をしているところですから、順位の前測はなかなか難しいです。

【部会長代理】

2 番目に高いことなども含め、まん延する可能性があることを PR し、区民に対して啓発を行い認識を深める必要はないでしょうか。

【説明者】

40 歳以上の区民は、健康診断を受けていただく中にレントゲンの検査が入ってきます。これは、感染症法に基づく住民に対する検診として行っているものであり、早期発見の取組として実施しているところですが、今お話があったとおり、区民に対する普及啓発は頑張っていきたいと考えております。

【部会長代理】

191-2「感染症の診査に関する協議会の運営」の協議会はどの程度活動しているのですか。

【説明者】

定例で月に 2 回開催されています。

【委員】

191-6「結核患者家族・接触者検診」のなかで、QFT 検査（結核の診断で用いる血液検査）の件数が年々上がっています。これはツベルクリン反応をやらなくなったからですか。

【説明者】

そういう理由もありますが、例えば学校などで患者が発生すると、その学校の接触者に対する集団検診を行う必要があるなど、個別の事案により増加する場合があります。

【委員】

191-14「住民検診」の BCG のことですが、活動実績を見ますと毎年度 200 人ぐらい予防接種を受けていない方がいるようですが、この状況は危険だと思います。今の子どもは、任意・強制含めものすごい量の予防接種を受けており、議論もあるところですが、少なくとも BCG は受けなければいけないものです。この毎年 200 人を受けていないというのはどのようなことなのでしょう。

【説明者】

委員からもお話がありましたように、赤ちゃんは非常に過密な予防接種のスケジュールを抱えており、そのような状況の中で BCG を後回しにしているケースが最近増えているようです。そういったこともあり、接種の仕組み、考え方をここ何年かで見直す動き、流れがあります。具体的には、接種の標準的な年齢を少し引き上げて受けられる期間を少し拡大することや、集団接種から個別接種に順次移行していくことにより、かかりつけの医療

機関で、他の予防接種とスケジュールを調整しながら接種を確保していくことができるようになり、改善していく方向にあると思います。

【部会長代理】

国や都も含め財源は足りているのでしょうか。それとも財源が豊かになれば、もう少し防止活動を進めることができるのでしょうか。

【説明者】

この事業の中で大きな経費が掛かっているのは191-1「医療費公費負担」ですが、患者さんの発生の状況、実績に基づき国が入院については4分の3、通院については2分の1負担をしています。ですから、基本的に発生状況に応じたものになっています。その他の事業についても、一定程度、国や東京都から負担金、補助金をいただいています。

【部会長代理】

学校における結核検診について、義務のところと任意のところがあるとのことですが、任意というのはどういう学校ですか。

【説明者】

感染症法の中で、社会福祉施設や学校などについて、職員や利用者に検診を受けさせる義務が施設長なり学校長なりに位置づけられているものと、そうでないものがあり、日本語学校は対象になっていないということです。

【部会長代理】

区内のホームレス居住者が減っている傾向にあると内部評価にあります。都庁の地下の状況などを見る限り、減っている実感はわかりません。この記載はどのような根拠からのものですか。

【説明者】

福祉部で行っている概数調査の結果からで、目視で確認する数が減ってきているというデータがあります。ですが、路上で生活している人が漫画喫茶やネットカフェに場所を移しているだけで、実態としてはあまり変わっていないのかもしれませんが。

【部会長代理】

他にはいかがですか。

では、続いて192「予防接種」についてご説明をお願いします。

【説明者】

はい。日本の予防接種行政は、欧米など先進国と比べ立ち遅れていると言われておりましたが、ここ数年で様々な使えるワクチンを、法律の中で位置づけて、国民に接種を広めていこうという動きがあります。そういった予防接種法、それから国の施策に基づき、新宿区も区民に対する予防接種を実施していくものです。

この事業は、予防接種法の中に位置づけられた接種を進めていくほか、予防接種法の中にはまだ位置づけられていない任意の予防接種だけれど、公費で助成をすることで疾病の予防に努めていくものです。任意のものとしては、新宿区ではおたふくとか水ぼうそうな

どのワクチン接種を開始いたしました。

事業の目標については、定期の予防接種と任意の予防接種について、それぞれの接種率を設定いたします。

事業経費については、新しいワクチンが増えたため年々増加しており、24年度については6億8,160万円と非常に大きな負担になっておりますが、予防接種法の中で実施主体は市区町村と位置づけられておりますので、基本的には区の支出となります。ただ、任意接種などについて、一部東京都などの補助事業を利用して実施しているものがあります。

次に評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」については、予防接種法に基づく定期の予防接種、法定の予防接種については全国共通で実施をしておりますし、任意の予防接種については、受益者負担を取り入れ、大体半額程度の接種費用についての負担をお願いしているところです。

「手段の妥当性」については、基本的には新宿区でどうこうということではなく、国の予防接種行政に基づいて実施しているものであり、「適切」と評価しております。

「効果的、効率的」についても同様です。

「目的又は実績の評価」については、接種率の向上のために、引き続き様々な周知活動が必要と考えております。

「総合評価」については、基本的に国の予防接種施策に基づいて実施しており、引き続き実施していきます。

「事業の方向性」は「継続」です。

予算事業については同名、同内容の1つであるため説明は省略いたします。

簡単ですが以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

任意の予防接種の補助というのは申請が必要なのですか。

【説明者】

任意の予防接種については、対象となる方の多くはお子さんですが、肺炎球菌などはご高齢の方になります。その対象の方に個別に接種票をお送りしています。この接種票を持って区内の協力していただいている医療機関で予防接種を受けると自己負担分を支払うこととなります。公費負担部分については、その医療機関から請求が来るので支払うという仕組みになっています。

【委員】

対象者数に対して活動実績が少ないのは何故ですか。

【説明者】

所管としても課題となっているところですが、例えば高齢者のインフルエンザは法律に基づく定期の予防接種ですが実際の接種率は半分以下になってしまいます。同じく法定の

予防接種である赤ちゃんの4種混合ワクチンについては、9割以上の接種率になるのですが、全体の接種率となると、赤ちゃんの接種対象者は、一学年大体2,000人くらいなのに対し、高齢者のインフルエンザの対象者は6万人ぐらいいることもあり、接種率の分母を考えると少なくなってしまうております。

【委員】

子宮頸がんワクチンが、注射の後遺症などもあって今話題になっていますよね。注射したところに痛みが出るなどと言われてます。一時は、全員に受けさせなければという機運がすごく盛り上がっていましたが、その影響は出ていますか。

【説明者】

影響と申しますか、6月に国が積極的な勧奨の差し控えという措置をとりましたので、制度自体は全然変わっていないのですが、お勧めしないという状況になりました。区民の対象の方にもそういうお知らせをしましたので、接種を差し控えて、どうしようかな、やめておこうかなという方は多いと思います。

なお、実際の副反応の状況ですが、区内で発生した状況はありません。ただ、メディアでもかなり取り上げられており、その辺は国がきちんと全国的な調査をして、改めて評価をすることになります。

【部会長代理】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

では、本日のヒアリングは以上になります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

失礼いたします。

<説明者退出>

【部会長代理】

本日は以上で閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>